

下水汚泥溶融スラグ混入製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市土木技術管理委員会（以下「委員会」という。）による下水汚泥溶融スラグ混入製品（以下「スラグ混入製品」という。）の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(スラグ混入製品の認定)

第2条 委員会は、次に掲げるスラグ混入製品を認定する。

- ①歩車道境界ブロック（JIS） A、B、C
- ②歩車道境界ブロック（セミフラット型） FA、FB
- ③地先境界ブロック（JIS） D
- ④歩車道境界ブロック（神戸市型） A2、B2、B3
- ⑤歩車道境界ブロック（神戸市型カラー） LB
- ⑥公園用縁石ブロック（神戸市型） C
- ⑦公園用縁石ブロック（神戸市型） 切下用（無色） F
- ⑧植樹枠用ブロック（神戸市型） I、II、III
- ⑨U型側溝1種（トラフ）（JIS）
- ⑩上ぶた式U型側溝（JIS）
- ⑪落ちふた式U型側溝（JIS）
- ⑫プレキャストU型側溝
- ⑬プレキャスト街渠

(スラグ混入製品の新規認定（神戸市型）)

第3条 新たにスラグ混入製品（神戸市型：第2条に掲げる製品の中で神戸市型と記載された製品④、⑤、⑥、⑦、⑧）の認定を希望する場合は、次のとおりとする。

- (1) 新たに認定を希望する者は、委員会へ書面で申請する。
- (2) 前項の申し出は、年4回（3月、6月、9月、12月）受け付ける。ただし、土木技術管理委員会委員長が特別の事情により定める場合はこの限りではない。
- (3) 委員会に設置された技術基準部会（以下「部会」という。）は、別途定めた審査基準に基づき審査を行い、結果を委員会に報告する。
- (4) 委員会は、部会からの報告に基づき、認定の可否を申請者に通知する。

新規認定の審査の流れの例を下記に示す。

- (例) 12月に申請を行った場合
 - ・翌年1～2月に開催の部会で審査を行う。
 - ・翌年3月頃に開催の委員会で認定に可否を決定し、申請者に通知する。
- (5) 認定の有効期間は、認定の日から3年とする。

(神戸市型以外の製品に関する認定)

第4条 神戸市型以外の製品（第2条に掲げる製品の中で①～③、⑨～⑯に該当する製品）の認定については、次のとおりとする。

（1）兵庫県により認定された製品については、委員会への申請は省略するものとする。

(変更届)

第5条 認定を受けた者は、申請時の内容から変更があったときは、遅滞なく委員会へ書面で申請する。なお、別途定めた審査基準での審査事項と申請書記載の内容以外については、この限りではない。

(更新申請)

第6条 認定の有効期間が満了した後も継続して認定製品の認定を受けようとする者は、有効期間の満了する日以前の第3条に定める時に更新を申請しなければならない。

- 2 更新の申請をしようとする者は、委員会へ書面で申請するものとする。
- 3 第2項の申請が無い場合は、認定が無効となる。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項、又はこの要領によりがたい場合は、委員会は、委員会の議を経て定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年3月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年2月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年12月17日から施行する。

改定前の下水汚泥溶融スラグ混入製品認定要領に基づき認定した製品については、令和10年12月16日までを認定の有効期間とする。